

告 示

埼玉県告示第三百三十九号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同表第八項第一号中「係る支出負担行為」の下に「（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第十四項に規定する放置違反金等（以下「放置違反金等」という。）の還付に係るものを除く。第三号において同じ。）」を加え、同項第二号中「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第十四項に規定する放置違反金等（以下「放置違反金等」という。）」を「放置違反金等に係るもの」に改め、同表第十項第二号中「出納員の所属する課等に属する」を削り、同項中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 放置違反金等の還付に係る支出負担行為で、資金前渡及び概算払に係る精算調書の審査を行うこと。

別表第一第十項に第一号として次の一号を加える。

一 放置違反金等の還付に係る支出負担行為のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出の命令をするもの及び当該支出に係る精算調書により支出の命令をするものに関する確認を行うこと。

別表第一第十三項第二号中「次項第四号」を「次項第三号」に改める。